

(訂正) 新設分割に関する事前開示書面の訂正について

山梨県南都留郡富士河口湖町西湖997番地
株式会社アミューズ
代表取締役 中西 正樹

当社は2024年8月27日付で作成した新設分割計画書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、新設分割の方法によって設立する株式会社アミューズスポーツエージェンシーに当社のアスリートのマネジメント事業及びスポーツイベントの企画開催事業に関して有する権利義務を承継させることといたしました（以下「本新設分割」といいます。）。

本新設分割に関し、当社は、法令の定めに従い、2024年8月28日付で事前開示事項を記載した書面を備置しておりますが、2024年8月27日付で公衆の縦覧に供した法定事前開示書面「新設分割に関する事前開示書面（会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項）」について、当該内容の一部に訂正すべき事項がございましたので、改めて、次頁以下に当該書面の全部を掲載いたします（訂正箇所は下線で表示しております。）。

【訂正箇所】

新設分割計画書

訂正前	訂正後
第1条（新設会社の定款で定める事項） 新設会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙2のとおりとする。なお、新設会社の所在場所は、東京都港区南青山5丁目4番31号とする。	第1条（新設会社の定款で定める事項） 新設会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙2のとおりとする。なお、新設会社の <u>本店</u> 所在場所は、東京都港区南青山5丁目4番31号とする。
第2条（新設会社の設立時取締役） 新設会社の設立時取締役は次のとおりとする。 設立時取締役：坂田淳二、大野貴広、内藤裕志	第2条（新設会社の設立時取締役及び監査役） 新設会社の設立時取締役及び監査役は次のとおりとする。 設立時取締役：坂田淳二、大野貴広、内藤裕志 <u>設立時監査役：中野健太</u>

定款

訂正前	訂正後
(設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役) <u>第42条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。</u> <u>設立時取締役：坂田淳二、大野貴広、内藤裕志</u> <u>設立時代表取締役：坂田淳二</u> <u>設立時監査役：中野健太</u> ②本条は新設分割による当会社の設立後に自動的に削除される。 2024年10月1日 制定	(削除)

以上

新設分割に関する事前開示書面

(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

令和6年8月27日

株式会社アミューズ

新設分割に関する事前開示書面

山梨県南都留郡富士河口湖町西湖997番地
株式会社アミューズ
代表取締役 中西 正樹

株式会社アミューズ（以下「当社」といいます。）は、2024年8月27日、取締役会の書面決議において、同年10月1日を効力発生日として、新設分割の方法によって設立する株式会社アミューズスポーツエージェンシー（以下「新会社」といいます。）に当社のアスリートのマネジメント事業及びスポーツイベントの企画開催事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

本新設分割に関する、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 新設分割計画の内容

2024年8月27日付新設分割計画書の内容は別紙1のとおりです。

2. 本件分割の対価の定めの相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本件分割に際して普通株式200株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。かかる株式数につきましては、当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社の効率的な管理等を考慮して、この株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 効力発生日以後における当社の債務及び新会社の債務（当社が新設分割により新会社に承継せるものに限る。）の履行見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2024年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本件分割の効力発生後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。さらに、本件分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本件分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新会社の債務の履行の見込みについて

本件分割の効力発生後における新会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本件分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本件分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

5. 本件分割の効力発生日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きます。

以上

新設分割計画書

株式会社アミューズ（以下「当社」という。）は、新たに設立する株式会社アミューズスポーツエージェンシー（以下「新設会社」という。）に対し、当社の営むアスリートのマネージメント事業、スポーツイベントの企画開催事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を承継させる新設分割を行うことにつき、本「新設分割計画書」（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙2のとおりとする。なお、新設会社の本店所在場所は、東京都港区南青山5丁目4番31号とする。

第2条（新設会社の設立時取締役及び監査役）

新設会社の設立時取締役及び監査役は次のとおりとする。

設立時取締役：坂田淳二、大野貴広、内藤裕志

設立時監査役：中野健太

第3条（新設会社が当社から承継する権利義務に関する事項）

- 新設会社が本件新設分割により当社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙3「承継権利義務明細表」のとおりとする。
- 本件新設分割により、当社から新設会社に対する債務及び義務の承継は、すべて重畳的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務及び義務について、当社が履行その他の負担をしたときは、当社は、新設会社に対し、その負担の全部を求償することができる。

第4条（新設会社が本件新設分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本件新設分割に際して普通株式200株を発行し、当社から承継する権利義務に代わり、その全てを当社に対して割り当て交付する。

第5条（新設会社の資本金及び準備金の額）

新設会社の成立の日における資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- 資本金の額 : 10,000,000円
- 資本準備金の額 : 0円
- 利益準備金の額 : 0円

第6条（新設会社の成立の日）

新設会社の設立の日（以下「設立日」という。）は2024年10月1日とする。ただし、本件新設分割の手続上の必要性その他の事情により必要な場合は、当社の取締役会の決議によって、設立日を変更することができる。

第7条（競業避止義務の不存在）

当社は、新設会社の設立日以降においても、本件事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

第8条（条件変更及び新設分割の中止）

本計画の作成後、新設会社の設立日に至るまでの間に、当社の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画に従った本件新設分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、当社の取締役会の決議により、本件新設分割に関する条件を変更し、又は本件新設分割を中止することができる。

第9条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件新設分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、当社がこれを定める。

以上

2024年8月27日

山梨県南都留郡富士河口湖町西湖997番地
株式会社アミューズ
代表取締役 中西 正樹

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社アミューズスポーツエージェンシーと称し、
英文ではAMUSE SPORTS AGENCY INC.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. アスリートのマネージメント及びエージェント業
2. イベント等の制作、その請負及び興行
3. 番組の企画、制作、請負及び版権事業
4. イベント会場の施設運営及び招致
5. 商品の企画、販売及び使用せしめる権利の管理
6. スポーツマーケティング戦略立案・コンサルティング
7. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告をする方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主に株式等の割当てを受ける権利)

第10条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号又は会社法第241条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定める。

(株式の取扱規則)

第11条 当会社の株式の名義書換その他株式の取扱いに関し必要な事項及び手数料については、法令又は本定款の定めるもののほか取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもつて、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

②前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して法令に従い基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

②株主総会の招集通知は、会日の1週間前（ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めたときは2週間前）迄に議決権行使することができる株主に対して招集通知を発する。

③前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

④株主総会は、取締役会の決議に基づいて社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第16条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

②取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

②前項の場合には、代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は3名以上とする。

(選任の方法)

第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②取締役の選任については、累積投票によらない。

(解任の方法)

第21条 当会社の取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを招集する。

②取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び監査役に対して、発する。ただし、緊急の必要があるときは、取締役及び監査役の全員の同意を得て、この期間を短縮することができる。

③前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定し、そのうち1名を社長とする。

②取締役会の決議によって、取締役の中から必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役等役付取締役を選定することができる。

(業務執行)

第25条 社長は、当会社の業務を統轄する。

②取締役会の決議によって、取締役の中から業務執行取締役を選定することができる。

(決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

②取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(議事録)

第29条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第30条 取締役が報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(員数)

第31条 当会社の監査役は1名以上とする。

(選任の方法)

第32条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(解任の方法)

第33条 当会社の監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第37条 当会社は、株主総会の決議により、その株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、剰余金の配当をすることができる。

②剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して行う。

(中間配当等)

第38条 当会社は、取締役会の決議により、剰余金の中間配当（配当財産が金銭であるものに限る。）をすることができる。

②剰余金の中間配当は、事業年度末日の6ヶ月前の応答日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して行う。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 当会社は、株主等に対して、剰余金及び中間配当の支払いの提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第40条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2025年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第41条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

承継権利義務明細表

効力発生日において株式会社アミューズ（以下「当社」という。）が新設会社に承継させる権利義務は、本明細表に定める当社の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。ただし、当該当社の権利義務のうち、本件新設分割により新設会社に承継させるために、関係官公庁（日本国内外を問わない。）の許認可が必要となる場合、又は第三者の同意若しくは承認等が必要となる場合（同意若しくは承認等を得ず権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行事由若しくは解除事由に該当する可能性があるものを含む。）であって、かかる許認可、同意若しくは承認等が得られないものは承継対象から除外する。

1. 資産

効力発生日の前日の終了時において当社が所有又は保有している資産のうち、専ら本件事業に関連する以下の資産。

(1) 流動資産

本件事業に属する流動資産のうち、本対象事業の継続に必要なもの。ただし、甲により承継することが適切でないと判断されたものを除く。

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本件事業に属する土地、建物を含む有形固定資産のうち、本件事業の継続に必要なもの。ただし、甲により承継することが適切でないと判断されたものを除く。

② 投資その他の資産

本件事業に属する投資その他の資産のうち、本対象事業の継続に必要なもの。ただし、甲により承継することが適切でないと判断されたものを除く。

2. 債務

(1) 流動負債

本件事業に属する流動負債のうち、本件事業の継続に必要なもの。ただし、甲により承継することが適切でないと判断されたものを除く。

(2) 固定負債

本件事業に属する固定負債のうち、本件事業の継続に必要なもの。ただし、甲により承継することが適切でないと判断されたものを除く。

3. 契約

(1) 本件事業に関する契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務。

(2) 前号にかかわらず、本件事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務は承継されない。

4. 労働契約

効力発生日の前日の終了時において本件事業に主として従事する当社の従業員の労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務を、原則として新設会社に承継する。ただし、当該本件事業に主として従事する当社の従業員であって、新設会社の設立時取締役に就任する者の労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継しない。

5. 許認可等

本件事業に関する関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能なものは、当社から新設会社へ承継する。ただし、本件事業以外の当社の事業にも関連するものを除く。